

【報告②】 長野市教育委員会視察

地域主義のさらなる強化にむけて

視察の経緯

市長マニフェスト

公設公民館を「地域アクティブセンター（仮称）」に衣替えし、**利用の自由度を高める**～（以下略）。

まちづくり支援機能の強化を図るために、市内19か所の公設公民館を（仮称）地域アクティブセンターとして衣替えし、利用の自由度を高める方策について検討している。

長野市

公設公民館を社会教育法の適用から除外し、**利用制限の緩和を行った**



熊本市の公民館のあり方検討の参考とするため視察を実施

長野市の課題

現行の公民館では
対応できない
ニーズ

- ・公民館で地域づくりに繋がる物販をしたい
 - ・身近な場で著名人等の有料講座を受けたい
 - ・放課後の学習の場として利用したい
- 等

目指す施設

住民にとってより有効に使える施設

地域づくりに役立つ施設

引き続き生涯学習が推進できる施設

長野市社会教育委員会議からの答申 (H29.12)

- ・利用上の制約を緩和することが適当
- ・モデル館による試行を実施・検証し、これからの時代に合った制度を導入することが望ましい

公民館の社会教育法適用除外の方針を決定 (H30.2)

検討過程

項目	年月	内容
公民館の在り方検討会議	H28.11～	コミセン化の検討
政策会議	H29.4	検討開始の方針決定
社会教育委員会議	H29.7、11、12	諮問、審議、答申
住自協との意見交換	H29.7～H30.2	意見交換会実施回数32回
部長会議	H30.2	市立公民館のあり方方針決定
交流センター試行開始	H31.4～	

※住民自治連絡協議会

比較①

	公民館	交流センター
設置主体	教育委員会事務局	市長部局
施設の性質	社会教育施設	地域交流施設
根拠法令	社会教育法、地方自治法	地方自治法
料金	無料 ※ただし目的外使用の場合、有料	○無料 入場料や参加料を徴収しない、次に関する利用の場合 ・地域づくり ・社会福祉 ・生涯学習 ○有料 ・上記以外の、入場料や参加料を徴収しない場合 ・入場料等を徴収する場合 ・営利活動を目的とする場合 ・市民以外のものが利用する場合

比較②

	公民館	交流センター
利用単位	3区分（午前、午後、夜間）	一時間単位
デメリット	・地域づくりに繋がる物品の有償提供ができない ・福祉事業の活動に制約がある ・放課後の学習の場として利用できない	・利用の幅が広がることで、従来利用していた団体（同好会、サークル）の予約が取りにくくなる可能性がある。 →時間貸しを行うことで対応

制限緩和による利用可能事例

- 住自協で企画した地域特産物などの有償提供
- 子育て交流フリーマーケット、バザー
- 介護予防につながる各種健康事業
- 有料イベントや商工会、商店会、個人商店による会議利用